

廃棄物処理施設設置事前計画書書類一覧及び作成要領

提出書類		特定 施設	特定 施設 以外
1	事前計画書		
	(1) 事前計画書 (別記1)	◎	◎
	(2) 処理能力を示すもの <ul style="list-style-type: none"> <li>理論式による計算、実績による算定、公開しているカタログによる値のいずれかにより、原則として最大値とすること</li> <li>計算による場合、積算の根拠と理論式、実際に数値をあてはめた計算式を示すこと</li> <li>実績を根拠とする場合、根拠となる実績、その実績を用いることが妥当であること理由等を示すこと</li> <li>カタログによる場合でカタログ値に幅があり、その中間値を採用するときは、その中間値を採用した根拠を示すこと</li> </ul>	◎	◎
2	位置図		
	(1) 位置図 <ul style="list-style-type: none"> <li>旭川市内のどこに位置するかがわかるもの</li> </ul>	◎	◎
	(2) 搬入経路図	◎	◎
3	付近見取図		
	(1) 付近見取図 <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地図等、周囲にどのような施設が所在するかわかるもの</li> </ul>	◎	◎
4	施設配置図		
	(1) 施設配置図 <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内で設置計画の対象となる施設とそれに付随するすべての施設の配置状況が把握できるもの</li> <li>施設を建屋内に設置する場合には、敷地に対する建屋の位置を示す図面及び建屋内での施設の配置状況を把握できる図面</li> </ul>	◎	◎
	(2) 防災設備配置図 <ul style="list-style-type: none"> <li>粉じん防止のための散水口など、他の設備（機器）に取りつけるものは、その設備（機器）の平面図等に記載しても良い。</li> </ul>	◎	◎
5	平面図、立面図		
	(1) 平面図、立面図、構造図等 <ul style="list-style-type: none"> <li>設置計画の対象となる処理設備及び付随する設備のうち主要なものを対象とすること</li> <li>個々の設備の全体像を示すもののほか、処理機構を把握できるものを添付すること</li> </ul>	◎	◎
6	事業計画概要書		
	(1) 事業計画概要書 (別記書式1)	◎	◎
	(2) 処理フロー図 <ul style="list-style-type: none"> <li>搬入から搬出までのフロー及び搬出先（再生品の納入先、残さの処分先）を示すこと</li> <li>主要な機器は型番を記載すること</li> <li>処理経路が分岐する場合は、分岐の条件（基準）を明示すること</li> </ul>	◎	◎
	(3) 維持管理計画書 <ul style="list-style-type: none"> <li>処理施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準に基づくものであるほか、生活環境の保全上の見地から必要と思われる事項を網羅し、それにどう対応するかを示したもの</li> <li>中間処理で再生を行う場合、再生品の安全性の確保、品質の保持に関する事項を加えること</li> </ul>	◎	◎ ※
	(4) 災害防止計画書 <ul style="list-style-type: none"> <li>天災、人災を問わず発生すると思われる災害、事故を検討し、その内容と防止策を記載したもの</li> </ul>	◎	◎

提出書類		特定施設	特定施設以外
(5) 緊急時の連絡体制図	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等が発生した場合に実際に使用できる連絡系統を示したもの。社内で使用するものには氏名、連絡先など実際に使用するために必要な情報を記載するが、提出用には役職だけを記載すること</li> </ul>	△	◎
(6) 点検記録簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検項目、点検の内容、点検の方法、点検の頻度を明記し、維持管理基準に定められた「点検、検査その他の措置の記録」として作成するものの様式を示すこと</li> </ul>	△	○
(7) 保管場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所での保管方法を示す平面及び立面に寸法を示した図面、面積及び容積の計算、比重とトン換算の計算（処理能力の単位がトンである場合）、1日当たりの処理能力と保管日数の計算を記載すること</li> <li>床、壁がある場合、その構造（材質、厚さ等）を示すこと</li> </ul>	◎	◎
(8) 床強度	<ul style="list-style-type: none"> <li>床の材質、厚さ、鉄筋の有無等を図で示し、強度を記載すること</li> <li>設置する設備本体と投入した廃棄物の重量を合わせ、接地面に係る荷重を計算し、床強度との比較を行うこと</li> </ul>	△	○
7 資金計画等			
(1) 設置に係る資金計画（事業開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法）（別記様式15-1）		◎	◎
(2) 施設稼働に係る年間収支計画		◎	◎
(3) 直前3年間の貸借対照表及び損益計算書		◎	◎
8 土地に関する書類			
(1) 公図	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の位置を朱書きすること</li> <li>3か月以内に取り寄せたものであること</li> <li>施設設置に係るすべての地番を網羅すること。複数枚可。ただし、設置に係る土地が分筆されている場合、分筆の状態を明らかにするため、分筆後の地番は施設設置と関わりがなくても網羅すること</li> </ul>	◎	◎
(2) 登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>3か月以内に取り寄せたものであること</li> <li>保管場所を含め、設置計画の対象となる施設を運営していくために必要なすべての土地（地番）について添付すること</li> <li>既存の建屋内に設置する場合は、建屋についても添付すること</li> </ul>	◎	◎
(3) 使用権原を証する書類（土地、建物が自社所有でない場合）		◎	◎
9 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備のカatalog等</li> <li>中間処理で再生を行う場合で、薬剤の添加、性質の変更を伴う処理を行う場合等は、薬剤等の成分データ、再生品の試験検査結果等</li> <li>その他必要と思われる書類</li> </ul>	◎	◎

備考

1 特定施設とは、旭川市産業廃棄物の処理に係る指導要綱に規定する特定施設をいう。

2 必要な項目を網羅していれば内容によっては構成の仕方を変更しても差し支えない。

3 各記号は次のとおり

◎＝必須書類

○＝設置許可の対象とならない施設の場合は要さないもの

△＝事前協議書の提出の際に要するものとし、事前計画書には原則として要さない。

※ 設置許可の対象とならない施設の場合、処理施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準は適用されないが、生活環境保全上の見地から、これらの基準に準じた維持管理計画を作成すること